

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和4年1月17日(2022.1.17)

【公開番号】特開2020-111024(P2020-111024A)

【公開日】令和2年7月27日(2020.7.27)

【年通号数】公開・登録公報2020-029

【出願番号】特願2019-5477(P2019-5477)

【国際特許分類】

B 3 2 B 27/30(2006.01)

10

B 3 2 B 27/12(2006.01)

D 0 6 N 3/06(2006.01)

【F I】

B 3 2 B 27/30 101

B 3 2 B 27/12

D 0 6 N 3/06

【手続補正書】

【提出日】令和4年1月6日(2022.1.6)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基布、及び、

基布上に形成され、重合度が1600～3000の塩化ビニル樹脂と、前記塩化ビニル樹脂100質量部に対し、3質量部～20質量部のシリコーン／アクリル共重合体と、を含む塩化ビニル樹脂表皮層を有し、

30

前記基布と前記塩化ビニル樹脂表皮層との間に、接着剤層の少なくとも1層を有する合成樹脂表皮材。

【請求項2】

前記塩化ビニル樹脂表皮層の、基布側とは反対側の面に、架橋構造を含む耐摩耗性層を有さない請求項1に記載の合成樹脂表皮材。

【請求項3】

前記基布と前記塩化ビニル樹脂表皮層との間に、発泡樹脂層を有する請求項1又は請求項2に記載の合成樹脂表皮材。

【請求項4】

前記基布と前記塩化ビニル樹脂表皮層との間に、前記基布側から接着剤層及び発泡樹脂層をこの順に有する、請求項3に記載の合成樹脂表皮材。

40

【請求項5】

前記発泡樹脂層は、塩化ビニル樹脂を含む請求項3又は請求項4に記載の合成樹脂表皮材。

【請求項6】

重合度が1600～3000の塩化ビニル樹脂と、前記塩化ビニル樹脂100質量部に対し、3質量部～20質量部のシリコーン／アクリル共重合体と、を含む塩化ビニル樹脂表皮層形成用組成物を用いて、塩化ビニル樹脂表皮層を形成する工程と、

前記塩化ビニル樹脂表皮層の、基布と接着させる側に、発泡剤と樹脂とを含有する発泡樹脂層形成用組成物層を形成し、前記塩化ビニル樹脂表皮層と発泡樹脂層形成用組成物層と

50

の積層体を形成する工程と、

加熱により、前記発泡樹脂層形成用組成物中の発泡剤を発泡させ、発泡樹脂層を形成する工程と、

前記塩化ビニル樹脂表皮層の基布と接着させる側に設けられた発泡樹脂層の、前記塩化ビニル樹脂表皮層側とは反対側の面に、基布を接着する工程と、

を有する合成樹脂表皮材の製造方法。

【請求項 7】

前記基布を接着する工程が、前記発泡樹脂層形成用組成物層と基布との間に接着剤層を設ける工程を含む、請求項6に記載の合成樹脂表皮材の製造方法。

10

20

30

40

50